

## 売主様：【宝石大会 申し合わせ事項】

### 第1条（市場運営費）

1. 当社が特に指定する場合を除き、売主が負担する市場運営費は成約金額に3%の手数料率を乗じた金額とします。なお、市場運営費の計算では、成約金額に消費税は含みません。
2. キャンペーンなどの理由で前項に記載する市場運営費の料率を変更する場合は、当サイトにて別途告知します。
3. 売主は、第1項の市場運営費に消費税相当額を付加し当社に支払うものとします。

### 第2条（出品時の注意事項）

1. ひと箱あたりで売主が出品できるロット数は10件までとします。
2. 破損しやすく、繊細な取り扱いを必要とする商品（ガラス製品、陶磁器製品、枝サンゴ等）については、当社にて出品をお断りさせていただく場合があります。なお、売主がこれらを出品した場合であっても、商品の下見及び配送中に生じた商品の破損については、当社は一切の責任を負いません。
3. 当社が確認することができる範囲で、純正の状態から装飾・変更（内部の仕様等の変更を含む）が加えられている商品及び商標権侵害の恐れがあると認められる商品については、出品をお断りする場合があります。なお、当社が出品を認める場合であっても、出品方法、並びに出品表及び商品情報の表示・記載方法については、当社の指定に従うものとします。

### 第3条（商品に関する申告事項）

1. 売主は、以下に掲げる事項（以下「必須申告事項」といいます）を必ず出品表に記載のうえ出品するものとします。ただし、売主が必須申告事項を記載せずに出品表を提出した場合、当社にて未記載部分を追記又は補記し、当該商品の商品情報として市場に出品する場合があります。なお、必須申告事項の内容については、共通申し合わせ事項の第3条第6項に基づき売主が別途承認した内容を含め全て売主が保証するものとし、当社は内容に関する責任を一切負いません。

(1)品名

(2)純度（金性・品位）

(3)石の種類（非保証・無記載の場合は色石）

(4)石目・目方（グラム表記で小数点第1位まで記載）

(5)ブランド名

2. 売主は、石の種類（ルビー・サファイヤ・エメラルド・翡翠等）を保証できないときは、出品表に「色石」と記載するものとします。なお、出品表に具体的な石の種類に関する記

述又は以下各号の様なアルファベット表記（以下各号は例示列記とし、これらに限定しません）があるときは、売主が当該記載内容に対応する石を保証するものとみなします。

(1)「S」：サファイヤ

(2)「R」：ルビー

(3)「E」：エメラルド

(4)「D」：ダイヤモンド

3. 売主が出品表に宝石の種類を記載しなかった場合は、当社にて全て「色石」と記載します。
4. 出品表にブランド名を記載しない商品については、当社が指定する合成・加工・模造等の処理を施されている石がある場合には、その旨を出品表に記載するものとします。なお、出品表にこれらの処理に関する明記が無いときは、出品表に「色石」の表記がある場合を除き、当該処理を含まない石とみなします。
5. 出品表にブランド名を記載する商品については、定価、型式番号を可能な限り記入してください。なお、出品表に記載した内容（ブランド名、型式番号、品名、金性・純度・品位、石の種類、石目・目方）は、売主の保証とします。
6. 前項に加え、商品の外見から確認できるか否かを問わず、売主が出品表に固有番号を保証しない旨を明記していない限り、売主は固有番号を（固有番号があることを含め）保証するものとします。なお、出品時における固有番号の取扱いについては、以下のとおりとし、記載が不十分である場合は後交渉の対象になります。
  - (1)固有番号消えのある商品については、出品表に固有番号が消えている旨を明記すること
  - (2)古い商品等で固有番号が無い商品については、その旨を出品表に明記すること
  - (3)固有番号の書き換えがある商品については、その旨を出品表に明記すること
7. 商品にブランドの刻印がある場合、売主は当該刻印に従ったブランドを保証するものとします。ただし、売主がブランド保証外であることを出品表に明記している場合はこの限りではありません。
8. 売主は、ブランドの商品等で純正の状態から装飾・変更が加えられたものについては、出品表に「見た目」と記載し、その内容と箇所を明記するものとします。出品表に「見た目」の表記がない場合には、売主によるメーカーの純正品である（加工品ではない）ことの保証とみなします。なお、万一「見た目」の記載がなく、落札後に当該商品の加工・カスタムが判明した場合は、後交渉の対象になります。ただし、純正の状態からサイズの変更が行われている商品については、メーカーによる加工であるか否かを問わず、純正の状態からの変更とみなします。
9. 出品表に記載された金性・品位の表記については、それぞれ次の内容を保証するものとみなします。商品の金性・品位が以下の基準と一致しない場合、売主は具体的な純度の数値を明記するものとします。

- (1)金を表す「K」においては、表記位置を問わず、当該数字通りの金の含有率を保証  
【例：「18K」や「14K」等の表記は、それぞれ「K18（金 750：純度 75%）」  
及び「K14（金 585：純度 58.5%）」をそれぞれ保証するものとみなします。】
- (2)「PT」及び「PM」は、プラチナ「850（純度 85%）」を保証
- (3)「SV」は、銀「925（純度 92.5%）」を保証
10. 売主は、当社が別途指定する合成、加工、模造石等の処理が行われている商品があるときは、出品表にその旨を明記しなければなりません。出品表に記載がなく、落札後に該当事由が判明した場合には、後交渉の対象となります。なお、CVD 合成ダイヤモンド【Chemical Vapor Deposition】等は偽造品とし、出品表での申告の有無を問わず、一切の出品をお断りします。
11. 売主は、鑑定書、鑑別書又はソーティングを付属品として出品する場合、当該付属品に記載されている内容を保証するものとします。ただし、当該付属品の内容で保証できない内容があるときは、出品表にその内容を明記しなければなりません。

#### 第4条（指値）

指値は、1,000 円単位で設定することができます。

#### 第5条（後交渉）

- 以下のいずれかに該当する商品の石目について、出品表に記載された石目と実測の数値が相違する場合は、後交渉の対象とします。
  - 単石で 0.2ct 以上となる場合
  - 複数石の商品で石目の合計が 0.5ct 以上となる場合（複数石を 1 つの山で出品する場合で、石目の合計が 0.5ct 以上となる場合を含む）
- 前項の対象商品について、売主の保証義務が生ずるのは、石目の相違（単石当あたりでの相違かを問わない）が実測で 0.1ct 以上である場合とします。
- 前二項に関わらず、印台・ブローチ等の埋め込み型の石で、厳密に計量することができないものについては、石目は見た目での判断とし、後交渉の対象外になります。なお、出品表に当該商品の石目に関する記載があるときは、当社の判断で削除する場合があります。
- ブランド商品の固有番号が書き換えられている場合又は判読することができない場合は、後交渉の対象となります。
- 以下に該当する場合は後交渉の対象になります。ただし、以下に該当する原因が予め出品表にて申告されている場合にはこの限りではありません。
  - メーカーによる修理が受けられない場合（詳細は本規約第 18 条第 5 項に従う）
  - メーカーでの修理の受けにあたり、非純正パーツ等の交換を条件とする場合

6. 出品表の記載内容と鑑定証又は鑑別証の内容に相違があるときは、後交渉の対象になります。
7. 商品の付属品については、保証書が基準外である場合には、後交渉の対象となります。

#### 第6条（鑑定）

1. 当社は、売主及び買主双方の了承に基づきメーカーに対し鑑定の依頼を行う場合があります。なお、当該鑑定により商品の原状変更（破損を含む）が伴う場合がありますが、当社はその修理費を含む一切の責任を負いません。
2. 商品が後交渉により売主の手元に返品された場合、落札後に買主がソーティング費用を支出しているときは、売主は当該実費を買主に代わり負担する。ただし、当該実費の金額については、買主が領収書及び鑑別書等の写しを提出する等し証明する責任を負います。
3. 依頼する鑑定機関は、当社が特に指定する場合を除き商品の種類に応じて以下のとおりとします。なお、鑑定機関ごとで鑑定結果が異なるときは、株式会社中央宝石研究所の鑑定結果を採用するものとします。

| 商品の種類  | 鑑定機関            |
|--------|-----------------|
| ダイヤモンド | 株式会社中央宝石研究所     |
| 色石     | 株式会社中央宝石研究所     |
|        | ジェムリサーチジャパン株式会社 |

以上

2025年11月13日 施行

株式会社 OKURA